

一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2017 年 2 月 16 日

質問者 朝木 直子

東村山市議会議長殿

1 多摩湖寿会で発生した元市議による横領事件について

1. 老人クラブの監査について決算特別委員会および 1 2 月議会の答弁について伺う

(1) 以下 2015 年度決算における質疑に対する答弁についてこのような答弁をした理由を伺う。

○朝木委員 端的に言うと、じゃあ何で、焼酎、ビール、酒の領収書が補助対象経費として計上されているのに、それについて何の指摘もないんですか。

△河村健康福祉部次長 そういったものについては、補助金の対象外ということで認識をしております。

○朝木委員 市で幾ら認識されていると言っても、実際には監査をスルーしているじゃないですか、市老連の。それはどういうわけですか。

△河村健康福祉部次長 市のほうでも、その過去の部分のところ、補助金の部分のところですね、そちらのほうを審査させていただきましたけれども、そういった事実はございませんでした。

○朝木委員 そういった事案の審査というのは、ちょっと具体的どういうことですか。寿会の会計帳簿と領収書を全部チェックしたということですか。

△河村健康福祉部次長 委員お見込みのとおりでございます。

○朝木委員 そんなこと言っているんですか。私、全部、帳簿も収支報告も領収書も全部担保として持っていますよ。その答弁、間違いはないですか。チェックした結果、今おっしゃったような補助対象外経費は補助対象経費として計上されていないという答弁でよろしいんですね。

△河村健康福祉部次長 委員お見込みのとおりでございます。

(2) 1 2 月議会一般質問での答弁では、多摩湖寿会だけ特別扱いはしていないという答弁があった。会計担当者が元市議であったために特別扱いはしていないということで間違いはないか。

(3) 1 2 月議会一般質問の答弁で、多摩湖寿会の過年度の収支報告の再審査により、多額の補助金返還の見通しとなっていることが明らかにされた。本件についての責任の所在を伺う。

(4) また、多摩湖寿会との補助金返還の協議について、元会計担当者が立ち合いを拒んでいることについて、行政側はこれを認めていると聞くが、理由を

伺う。

- (5) 以下12月議会一般質問における部長答弁であるが、全く意味不明（支離滅裂）であるので、再度内容を伺う。

健康福祉部長答弁「旧会計担当者へのヒアリングは、10月31日と11月8日に2回実施しております。第1回目のヒアリングでは、会計総体に係る聴取、二重に計上されている項目に対する認識、補助対象外経費が計上されていることに対する認識などを聴取しております。

第2回目には、二重に計上されている項目の額を中心に聴取いたしました。ヒアリングの過程で旧会計担当者は、市に実績報告を提出する期日が迫る中、各サークルから領収書が提出されてこず、やむなく他の領収書を使用してしまったと話し、補助対象経費に二重に計上されている項目があることを認めております。また、経費については私的に用いたことはなく、会の活動において必要な経費であったとも述べておりました。」

1として、以上の答弁について伺うが、実績報告に必要な各サークルの領収書は基本的にサークル活動への補助金に対する領収書のみであると認識しているが、他に何があるのか。「提出されてこなかった領収書」とはいったい何か。

2として、本来はサークル活動補助として支出した（1万円とか2万円程度）補助金の各サークルからの領収書（受取書）だけを経費計上すれば良いものを、この会計担当者は各サークルの活動に使った費用（各サークルの会計から支出されている）の領収書を集め、多摩湖寿会会計から支出されたように見せかけて帳簿に記載している。

上記答弁の「他の領収書」とはいったい何の領収書か。「他の領収書」を使用したことにより「二重計上」となったとはどういう意味か。全く意味不明であるので、整理してご説明願いたい。

3として、上記答弁によれば、元会計担当者が過失ではなく、故意に他の領収書を使用したことを認めているが、元会計担当者からこのような説明をうけたのは間違いないか。

- (6) 同様に以下答弁についても全く意味不明（支離滅裂）であるので伺う。

健康福祉部長答弁「ヒアリングの中では、私的流用はなかったとヒアリングしております。実際に、年度末に領収書の提出がないサークルがあり、他のサークルの領収書を添付したり、実績報告書の、することで実績報告書の提出期限に間に合わせようとしたと。その後、適切な領収書への差しかえや実績報告書の訂正などの対応ができなかったため、結果として二重に計上された経費として残ってしまったということを、ヒアリングの中で経過説明を受けております。

実績報告で、虚偽の申告をしようとしたといった意思是、その際に確認できていないということです。」

という答弁について、(4)でも指摘したが、そもそも実績報告書に添付する

「サークルの領収書」とは何か。また、「他のサークルの領収書を添付」しているという事実はないが、何のことか。意味がわかるようにご説明願いたい。

(7) また、上記答弁はヒアリングに関する答弁であるが、二重計上のうち、レシートと領収書をもってまったく別の経費として二重計上した件、購入してもない幟旗を前年度の領収書の控を使い計上した件、飲食費のレシートを「文房具セット」として計上した件、それぞれ「補助対象経費」における不正計上であるが、これについては元会計担当者はヒアリングにおいて、どのような説明をしているか。

(8) 同様に、以下答弁について、確認します。

「入浴料そのものは、単なる親睦会等の会員同士の親睦を目的とした行事にかかわる支出で、補助対象外経費として最初から扱っておりますので、ヒアリングの中では聴取しておりません。」

という答弁について、帳簿では、入浴料は補助対象経費として計上されていたが、いつ、補助対象外経費の扱いとなったのか伺う。

また、ヒアリングの対象外であったのが本当なのか、確認します。

(9) 刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発について、決算特別委員会での課長答弁および12月議会一般質問の以下答弁について、市長に伺う。

決算特別委員会

△進藤高齢介護課長 (略)。告発するか否かの基準につきましては、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき対応することとなりますが、告発の前提として、職務を遂行することにより犯罪があると思料される必要があります。また、犯罪があると思慮するかどうかについては、事案ごとにその事実関係を慎重に確認の上、客観的に当該犯罪の構成要件などを満たすと判断できた場合には、同法の規定に基づき告発を行うことになるものと考えております。

12月議会一般質問

○市長(渡部尚君) 二重計上があつて、それからあと、補助対象経費とすべき経費が混在した会計処理があつたことは確認させていただいて、先ほど部長から答弁させていただいたように、補助対象経費以外のところに支出されていた公金については、今後、返還をお願いせざるを得ないという判断をいたしているところがございます。

また、そのことが前会計さんが犯罪を構成するのかどうか、ここは確かに、先ほど刑事訴訟法の第239条2項、これについてもいろいろ庁内で議論をし、ただ、学説的にはいろいろな見解があつて何とも言えないところがありますので、しかしながら我々としては、もし、元議員といえ、一般の市民を訴えるということについては、かなり慎重を期させなければならないと考えております。

我々がこれまで明確な公金横領として刑事告発したケースは、本人が横領を認めたケースだけでありますので、それに照らしても、御本人の証言からは、明確な横領、詐欺があったとまで断言は現時点ではできないものと考えております。

1として、まず、刑事訴訟法第239条第2項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」

について、市長は学説的にはいろいろな見解があると答弁しているが、「いろいろな見解」で、公金横領があった場合に、「告発しなくても良いケース」とはどのような要件が必要なのか、伺う。

2として、また、刑事訴訟法第239条第2項について、学者の意見ではなく、国会答弁等、政府の見解はどのようなものか伺う。

3として、高齢介護課長の言う「客観的な当該犯罪の構成要件」とは何か。横領罪の構成要件を伺う。市長答弁では、「本人が横領を認める」ことが、横領罪の構成要件であるかのようにとれるが、根拠を伺う。念のため、法務省の見解はどのようなものか伺う。

(10) 4年間にわたり、100件を大幅に超える経費の二重計上等によって、簿外に多額の金を抜いていたことが、故意ではなく過失によるものだという当市の見解は社会的に通用すると思うか、市民に説明できると考えているか。

これを前例にするつもりか、市長に伺う。

2. 多摩湖寿会との補助金返還に関する協議について

(1) 補助金返還について、多摩湖寿会との協議の進捗状況を伺う。

(2) 元会計はこの協議への立ち合いを拒絶していることに関して、行政側はこの元会計については、立ち合い不要であるとの見解を示していると聞かすが、理由を伺う。

3. 今後の再発防止について

(1) 今回、多摩湖寿会の不正会計が4年間にも渡り見逃されていたことについて、原因をどのように考えているのか見解を伺う。

(2) 9月議会の段階で、8月17日までの経過から見て、社会福祉協議会は補助対象経費に二重計上の事実があることをつかんでいたのは明らかであるが、なぜ隠ぺいしていたのか。原因究明はどのように調査したのか伺う。

(3) 市内各老人クラブに対する説明はどのように行ったか。

以上につき、総括的に伺う。